

県北広域振興局長告示第60号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成25年県北広域振興局長告示第48号）で告示した久慈市特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成28年10月21日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

変更後の久慈市特定猟具使用禁止区域の区域 久慈市地内の国道281号線と主要地方道久慈岩泉線との交点を起点とし、起点から同国道を西に進み市道三日町大通り線との交点に至り、同点から同市道を西に進み更に北西に進み国道281号線との交点に至り、同点から同国道を西に進み市道山口線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道外里線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道山岸線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道金比羅神社通り線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道大崎本通り線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道夏井線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道久慈夏井乙線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道夏井線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道葡萄峰線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み夏井川河川管理用道路との交点に至り、同点から同管理用道路を西に進み市道畑田国坂線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道夏井線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道夏井川線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道田沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道鼻館線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道久慈湊大湊線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み夏井川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み久慈湾の海岸線に至り、同湾の海岸線に沿って南に進み一般県道野田長内線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道玉の脇線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道上長内平沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み更に南西に進み国道45号線との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道上長内長内橋線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道上長内日吉町線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道日吉町宇部線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道日吉町堀線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み長内川右岸との交点に至り、同点を上流に進み市道岩瀬張古山線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道滝ダム線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み滝ダムに至り、同点から滝ダムを北西に進み主要地方道久慈岩泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み市道山本川代線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み生活道との交点に至り、同点から同生活道を北東に進み市道秋葉線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み主要地方道久慈岩泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域